

## 平成 30 年度第 3 回多摩市住替え・居住支援協議会 会議結果

日時：平成 30 年 10 月 22 日（月） 14：00～16：00

場所：多摩市役所 本庁舎 4 階 401 会議室

獲得目標	<p>▶平成 30 年度事業について協議・意見交換</p> <p>⇒ 相談事業について報告、普及啓発事業、入居生活支援事業（サポート店制度の導入）、住替え支援事業について、を中心に協議・意見交換した。</p>
	<p>▶居住支援パンフレット及び多摩市居住支援セミナーの内容の決定（普及啓発事業）</p> <p>⇒ 平成 29 年度のパンフレットは、居住支援協議会の事業説明を中心としていたが、平成 30 年度のパンフレットは、新たな住宅セーフティネット制度の制度説明を中心に更新。</p> <p>⇒ 多摩市居住支援セミナーは 12 月 4 日（火）14 時～関戸公民館（ヴィータ・コミュニネ）8 階大会議室で開催する</p> <p>⇒ 講座内容：省略（チラシ参照）</p>
	<p>▶テーマ別連続講座の内容決定（住替え支援事業）</p> <p>⇒ 『リフォーム・リノベーション講座』を 1 2 月に講座 1、1 月又は 2 月に講座 2 を予定。</p> <p>講座 1 では、ハウジングコーチを中心とした「リフォーム・リノベーションによって「何を」かなえたいか」、講座 2 では、多摩ニュータウン永山 M U J I × U R 団地リノベーションプロジェクトの実例見学。</p>
	<p>▶協議会の将来的な展望について協議・意見交換</p> <p>⇒ 協議会の将来のあり方については、市から改めて提案する。</p>

主な意見（要旨の抜粋）		
内容	意見等	方向性（対応）
相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度は本日までに、住みかえ相談会を 2 回・福祉なんでも相談を 3 回実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風による日程変更があったが、平日開催でも参加状況への影響はなかったため、今後は平日開催も含め柔軟に日程を調整するということがよいのではないかと。</li> </ul>
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住支援パンフレットについては、説明がないと、理解が難しいように感じる。</li> <li>多摩市居住支援セミナーについては、集客が課題となるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度実施した民間賃貸住宅のアンケート調査結果、多摩市居住支援セミナーチラシ今年度版に改訂した居住支援パンフレットを、不動産管理会社及び不動産オーナーへ郵送する。</li> </ul>
入居・生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>住みかえ相談の対応として物件紹介する際、他の不動産業者が扱っている物件を紹介することもある。その際、その不動産業者に一から居住支援の説明をしなければならないが、サポート店制度があれば説明も簡単にできる。また、要配慮者の方が街中の不</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の相談会形式を基本として、普及啓発事業を通じて賛同を得られた不動産業者に相談会に参加してもらうなど、負担を減らす工夫をしていくこととしたい</li> </ul>

	<p>動産店に直接行くというのも難しいと思う。役所だから安心して足を運ぶ、という側面はある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住替え相談は、住宅の提供だけでは終わらない。不動産事業者は福祉制度に詳しくなく、相談者には就労支援が必要、介護認定が必要など、入居者をサポートする仕組みが必要である。公的支援に詳しい人が相談を受ける必要がある。</li> </ul>	
平成31年度の事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住支援パンフレットの更新はしないとしているが、平成32年度以降も使えるよう、予算を組み修正対応できるようにしてはどうか</li> <li>・ テーマ別連続講座の内容など、題材を是非提供していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記のとおり対応する。</li> <li>・ 多摩市らしい講座とし、住替えに関する事なので、できればJT I、URやJKKにご協力いただきたい</li> </ul>
協議会の将来的なあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どの自治体の居住支援協議会も、補助金によって運営しているので、要綱方式でも会則方式でもあまり変わらないのではないかと。補助金がなくなるとどうなるのか。</li> <li>・ 住宅確保要配慮者となる要因は、複合的であることから、どのように支援していくかが課題である。もう少し高齢化が進行したときに、どういった対応策を用意しておく必要があるか、検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱方式の場合、市の附属機関なので当然市の財源が充てられる。会則方式としても、市が事業費補助や委託などの方法も考えられるが、協議会として自主的な事業を行って運営費を確保するという事も考えられるが、現実的に難しい部分であり、研究していく。</li> <li>・ 住みかえ相談会が大事な役割を果たしていると評価されており、今年度からは健康福祉部長を委員とし今後どのように進めていくか、という段階なので、市から改めて提案する。</li> </ul>